

合法と非合法の連続性において生じる人身取引の研究

——芸術興行ビザで韓国に移住したフィリピン人女性に注目して——

A Study on Human Trafficking Caused within the Continuum of Legality and Illegality: Focusing on the Immigration of Filipino Women to South Korea through the Arts and Entertainment Visa

辻本登志子 (TSUJIMOTO Toshiko)

青山学院女子短期大学 (Aoyama Gakuin Women's Junior College)

キーワード：人身取引、芸術興行ビザ、フィリピン人女性、韓国

1. 本報告の目的

これまで多くの研究は、合法的な移住労働の機会が遮断されていることが人身取引を助長するとしてきた。つまり、合法的な移住労働の機会欠如が違法な業者の活動の余地を拡大させるため、人身取引予防策の一環としての国境管理の厳格化はむしろ人身取引を誘発するという逆説を唱えてきた（例えば、Nawyn, Kavakli, Demirci-Yilmaz, and Oflazoğlu, 2016）。

このような見解は概して、違法な業者による斡旋仲介を排除し、合法的な移住労働の機会を増やせば人身取引被害を減らすことができるという安易なロジックに依っている（Molland, 2012）。しかしながら合法的な移住労働においても人身取引は起こっている（Yea, 2006 ; Molland, 2012）。そして人身取引は合法の陰に隠れて起こっているからこそ司法において裁かれにくく、適切な加害者処罰や被害者救済につながらないというディレンマが存在する。

本報告では、韓国におけるフィリピン人女性エンターテイナーの受け入れに際して中心的な役割を果たしてきた「芸術興行ビザ (E-6)」に注目し、まず合法と非合法的な領域がいかに絡まり合い、フィリピン人女性をはじめとする移民女性の性産業における人身取引が20年以上続いてきたのか明らかにする。まず韓国政府と受け入れ業者、そして違法な業者との結託によりフィリピン人女性の人身取引が行われてきたことを、韓国とフィリピンでの調査に基づき論じる。そして韓国とフィリピン両政府はどのような対策を模索してきたのか、近年の動向についても触れる。

本報告では Molland (2012) の議論を援用しながら、合法性の裏に隠れて存在する非合法的な領域への注意深い検討を行わない限り、合法的な移住労働の機会を増やすという議論だけでは、人身取引の対策としては不十分であることを論じる。

2. 研究の対象と方法

本報告は、2015年から2017年にかけて予備調査も含め複数回実施した、韓国及びフィリピンでの調査に基づいている。フィリピン人女性や NGO そして芸術興行ビザに詳しい韓国政府機関や司法関係者に対する聞き取り、そしてエンターテイナーの送り出しに関わるフィリピン政府機関や民間業者そして NGO 関係者への聞き取りに基づいている。

3. 報告の背景と考察

1996年から韓国の米軍基地周辺の歓楽街において、エンターテイナーとして働くフィリピン人女性やロシア人女性たちが増加し始めた。これは米軍基地周辺の米軍を主な顧客とする外国人専用遊興飲食施設業経営者¹の集合体である「韓国特殊観光協議会」が韓国政府と交渉を行い、その結果この年から歌やバンドによる楽器演奏、そしてダンスなどの公演活動に従事することを主な

¹ 「観光振興法」に従い外国人観光客誘致のために設置された「観光特区」内にある遊興飲食施設である。公演を行うための舞台設置が義務付けられており、外国人に対する酒類販売の免税や深夜営業が許可されている（ドゥレバン 2007: 15）。

目的として、芸術興行ビザ（E-6）が出入国管理局によって発給されたからである。

同時にこの頃から、E-6 ビザが規定している歌やダンスなどの「公演活動」ではなく、米軍への接客や各種性的サービスの提供や売春行為が行われていることが明るみになった。例えば 2001 年には、フィリピン人女性たちの意志に反して売春が強要されているという人身取引の実態が、当事者やその支援組織による業主に対する訴訟を通して韓国内外に告発された。この背景にはまず、米軍基地周辺の遊興施設において女性の人身取引も含む性売買が 1950 年代から連綿と続いてきたことが指摘される（ドゥレバン、2007：9）。さらに、E-6 ビザをめぐる韓国とフィリピン政府間の意思疎通の不在や、それに伴う合法・非合法的組織によるフィリピン人女性に対する詐欺行為及び危険な移住や各種搾取行為等、エンターテイナーの送り出しと受け入れにおける諸問題が見受けられる。

本報告では、「合法性が移住過程の中で利用されて」おり、それが人身取引を覆い隠す措置となっているとする Molland（2012：121）の議論を援用し、「非合法」とされている韓国の性産業において、現地人女性よりも「安価」で「管理しやすい」と見なされてきたフィリピン人女性をはじめ移民女性たちを「合法的」に働かせる手段として E-6 ビザが機能してきたことを論じる。近年では、E-6 ビザが「基地村（キジチョン；キャンプタウンの意味）」という地理的及び社会的に隔離された場においてだけでなく、韓国人男性を主な顧客とする地方都市の遊興施設で働くフィリピン人女性の韓国移住の触媒となってきたこと、そして時に韓国社会の性産業における人身取引の手段となってきたことについて触れる。

さらに、募集や移住過程においてなぜ詐欺行為が起りやすく、「合法的」な制度の中にあっても「非合法」な要素を払拭することが難しいのかという問題を明らかにするために、フィリピン人女性が韓国へ移住した経緯や E-6 ビザが発給される過程について、「合法的」な業者と「非合法的」な業者による募集斡旋が行われている実態について述べる。

人身取引が単に「国際的な犯罪組織」によって引き起こされているのではなく、国境管理の厳格化や移民労働者の合法的就労機会不在のためであるとするこれまでの議論（Nawyn, Kavakli, Demirci-Yilmaz, and Oflazoğlu, 2016）を精練するために、報告者は以下の点について指摘する。つまり人身取引が国際的な犯罪組織という外的要因ではなく移住女性たちの性取引に対する国内業者の需要が存在することや（大野、2017）、法の目をかいくぐり「違法」とされている性産業における移住女性の就労を「合法化」するためのさまざまな矛盾やそれを調整するための「非合法的」な領域が E-6 ビザの背後に隠蔽され、人身取引やさらなる被害を生んできたことを明らかにする。

本報告は、「安全な移住」が合法的な移住の実現に収斂され、「合法性」の中に存在する人身取引のリスクについて慎重な分析が行われてこなかったことを批判的に検討する（Molland, 2012）。よって移住労働の制度化や合法化を議論する前に、国籍や階層そしてジェンダーがいかに現行の移住労働政策において巧妙に利用され人身取引に帰結してきたのか、その詳細について注意深く考察していくことが重要であると結論付ける。

（参考文献）

Molland, Sverre. (2012) "Safe Migration, Dilettante Brokers and the Appropriation of Legality." *Pacific Affairs*, Vol. 85, No.1, 117-136.

Nawyn, Stephanie J, Nur Banu Kavakli, Tuba Demirci-Yilmaz, and Vanja Pantic Oflazoğlu. (2016) "Human Trafficking and Migration Management in the Global South." *International Journal of Sociology*, Vol.46, No.3, 189-204.

Yea, Sallie. (2006) "Foreign Women Trafficked to United States Military Areas in South Korea: Trafficking Processes and Victim Profiles in a Different Contexts." *Asian and Pacific Migration Journal*, Vol. 15, No.4, 495-523.

大野聖良（2017）「日本における『人身取引』の問題化：『人身取引』概念の変遷を手がかりに」『清泉女子大学人文科学研究紀要』第 38 号、73-92 頁。

ドゥレバン（2007）『2007 年京畿道外国人性売買被害女性実態調査：研究用役事業報告書』（韓国語）